

免許法別表第3（平成28年改正法適用）

幼稚園教諭2種⇒1種（12年10単位）

幼稚園教諭2種免許状取得後の在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	新法に対応する旧法の科目名又は事項名	
教科及び教職に関する科目	領域に関する専門的事項に関する科目	4	4	3	3	2	2	1	1	教科に関する科目	
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	1	1	1						・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想									教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	4	3	3	3	3	3	2	2	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程									幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解									
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									教育課程の意義及び編成の方法	
	保育内容の指導法に関する科目									保育内容の指導法	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	14	13	11	11	10	8	7	5	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
		幼児理解の理論及び方法									幼児理解の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法									教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教育実践に関する科目	1	1	1							教職実践演習	
大学が独自に設定する科目（※1）	6	5	5	4	4	3	3	2			
その他必要な科目（※2）	15	13	11	9	6	4	2				
所要単位数（幼稚園教諭2種免許状取得後の修得単位）	45	40	35	30	25	20	15	10			

※1 「大学が独自に設定する科目」には、「教科及び教職に関する科目」に定められた各単位数の余剰単位を充てることができます。

※2 「その他必要な科目」は、「大学が独自に設定する科目」に準じて単位修得することができます。

《免許法施行規則第11条表備考3》

下記のいずれかに該当する方は、在職の軽減措置がありますので「幼稚園教諭2種⇒1種（6年10単位）」を御確認ください。

- (1) 大学に3年以上在学し、かつ93単位修得した者（科目等履修生としての在籍は除く。）
- (2) 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者